

# 令和7年度福岡県包括外部監査報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 諏訪原 功一郎

## 1. 包括外部監査の概要

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 監査テーマ    | 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について   |
| 対象期間     | 原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を対象としている。（必要に応じて、上記以外の期間も対象）   |
| テーマの選定理由 | <p>福岡県は、従来より比較的、自然災害が少ない地域と思われていたが、平成17年3月に福岡県北西沖の玄界灘でマグニチュード7の西方沖大地震が発生し、防災の意識も高まった。その後は、局地的な大雨による水害が頻繁に発生するようになっている。</p> <p>平成29年7月に、朝倉市や東峰村で記録的な豪雨が発生し河川の氾濫や土砂の流出等が県民の生活に甚大な被害をもたらした。その後、毎年のように局地的な大雨が発生し、令和3年に至るまで、5年連続で「大雨特別警報」が発表されている。このような事案は、他の県には見られない。特に、令和2年7月には、大牟田市や久留米市等で甚大な浸水被害が起きており、床上浸水が発生した戸も多く見られている。平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとして、近年の大規模な災害に対応すべく、国は「国土強靱化基本法」を踏まえ、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定している。</p> <p>福岡県においても、上記基本計画との調和を行いながら本県の地域特性を考慮した県土の強靱化を図る「福岡県地域強靱化計画」を策定している。このような状況において、防災に関連する事業は、福岡県が2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を対象として、県の行政運営の指針として作成している「福岡県総合計画」の4つの柱のうちの「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」という基本方向に大きく関わっており、身近な課題でもあることから、県民の関心は高いと考える。</p> <p>そのため、防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について検討し、包括外部監査人の立場において、合规性、有効性、経済性、効率性及び公平性の観点から検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。</p> |
| 監査の視点    | ① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。</p> <p>② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。</p> <p>③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。</p> <p>④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。</p> <p>⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。</p> <p>⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。</p> <p>(該当ある場合)</p> <p>過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。</p>                         |
| 監査の方法       | <p>① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。</p> <p>② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。また、担当者からヒアリングを行った。</p> <p>③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。</p> <p>④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。</p> <p>⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。</p> <p>⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。</p> <p>⑦ 上記手続きのほかに、監査人等が必要と判断するものがあれば適時実施した。</p> |
| 監査の対象<br>部局 | <p>総務部（防災危機管理局防災企画課、防災危機管理局消防防災指導課）、人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局私学振興課）、保</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | 健医療介護部（医療指導課）、福祉労働部（福祉総務課）、農林水産部（農村森林整備課）及び県土整備部（道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課） |
| 監査実施者 | 包括外部監査人 諏訪原功一郎<br>包括外部監査人補助者 公認会計士6名<br>弁護士1名                               |

## 2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

### (1) 監査の結果及び意見の一覧

| 指摘事項及び意見の内容                              | 概要版頁 |     |
|--|------|-----|
|  | 指摘事項 | 意見  |
| (各論)                                     |      |     |
| 1. 私立学校耐震化促進費                            |      |     |
| 【意見1】再度通知の実施や計画提出の要請等の検討について             |      | P 6 |
| 【意見2】個別面談の実施について                         |      | P 6 |
| 【意見3】小中学校、高等学校等に対する経営面も含めた深度ある対話の推進等について |      | P 7 |
| 2. 医療施設近代化施設整備費補助金                       |      |     |
| 【意見4】福岡県共同利用施設整備事業費補助金の交付後のモニタリングについて    |      | P 7 |
| 5. 災害救助費                                 |      |     |
| 【意見5】備蓄物資の管理について                         |      | P 8 |
| 6. 流域湛水減災対策費                             |      |     |
| 【意見6】関係者一体の推進体制（協議体）の整備                  |      | P 8 |
| 【意見7】低コストでの効果の見える化と理解促進                  |      | P 9 |

| 指摘事項及び意見の内容                           | 概要版頁 |     |
|---------------------------------------|------|-----|
|                                       | 指摘事項 | 意見  |
| 7. ため池等整備費                            |      |     |
| 【意見 8】 端末利用方針の明確化                     |      | P10 |
| 【意見 9】 運用ルール・手続の整備                    |      | P10 |
| 【意見 10】 職員への教育・周知の実施                  |      | P11 |
| 8. 治山事業費                              |      |     |
| 【意見 11】 中期計画の作成及び運用                   |      | P12 |
| 1 1. 耕地災害復旧事業費                        |      |     |
| 【意見 12】 デジタル化への提案                     |      | P13 |
| 【意見 13】 ノウハウ蓄積共有、研修への展開               |      | P13 |
| 1 6. 河川改修費                            |      |     |
| 【意見 14】 河川整備基本方針の作成について               |      | P15 |
| 【意見 15】 押印と日付の記載漏れについて                |      | P15 |
| 【意見 16】 工事打合せ簿の確認について                 |      | P15 |
| 【意見 17】 落札者提出書類の確認について                |      | P16 |
| 【意見 18】 県産資材の不使用理由について                |      | P16 |
| 1 7. 河川災害関連等事業費                       |      |     |
| 【意見 19】 委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストについて |      | P18 |
| 1 8. 土木災害復旧事業費                        |      |     |
| 【指摘事項 1】 特記仕様書の作成について                 | P18  |     |
| 2 0. 河川総合流域防災事業費                      |      |     |
| 【意見 20】 後関の取扱いについて                    |      | P19 |
| 2 5. 砂防事業費                            |      |     |
| 【意見 21】 文書の記載方法について                   |      | P20 |
| 【意見 22】 文書の記載方法について                   |      | P20 |
| 【意見 23】 文書の修正方法と記載方法について              |      | P20 |
| 【意見 24】 文書の修正方法と記載方法について              |      | P20 |
| 【意見 25】 委託先に対する個人情報の取扱状況の確認について       |      | P21 |
| 【意見 26】 不十分な内容の文書が承認されていることについて       |      | P21 |
| 2 6. 砂防災害関連等事業費                       |      |     |
| 【意見 27】 文書の記載内容の修正方法について              |      | P23 |
| 【意見 28】 保有個人情報の取扱状況チェックリストについて        |      | P23 |

| 指摘事項及び意見の内容   | 概要版頁 |     |
|---|------|-----|
|   | 指摘事項 | 意見  |
| 35. 消防ヘリ応援体制強化費                                     |      |     |
| 【意見 29】 防災消防ヘリについて                                  |      | P24 |
| 37. 消防連絡調整費   |      |     |
| 【意見 30】 消防学校の給食業務の契約について                            |      | P25 |
| 38. 救急医療情報センター運営費                                   |      |     |
| 【意見 31】 随意契約に係る業務の再委託に関する検討及び再委託の承認に関する決裁スケジュールについて |      | P25 |
| 39. 原子力災害医療対策費                                      |      |     |
| 【意見 32】 資機材の運用及び管理について                              |      | P27 |
| 【意見 33】 決裁スケジュールについて                                |      | P28 |
| 40. 福岡県備蓄基本計画                                       |      |     |
| 【意見 34】 情報の共有について                                   |      | P28 |

### 3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1) (各論) 監査の結果及び意見

##### 1. 私立学校耐震化促進費

| 項目 | 【意見1】再度通知の実施や計画提出の要請等の検討について  | 本編 | P27 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | 文部科学省の「私立学校施設の耐震改修状況等調査」(令和6年4月1日現在)によると、福岡県内の私立学校施設は全840棟のうち754棟が耐震性ありとされ、耐震化率は89.8%で全国37位にとどまっている。同調査では、全国平均の耐震化率は93.6%とされており、福岡県は全国平均を下回っている状況にある。なお、福岡県における耐震性がない又は耐震診断未実施の棟数は86棟であり、そのうち耐震化完了や取壊し等の予定が示されていない棟が65棟と多くを占めている。 |    |     |
| 意見 | 文部科学省の調査結果公表後、各学校法人へ耐震化の早期実施に努めるよう再度通知を行う取組や耐震化未実施の法人に計画の提出を求める取組などの他都道府県の好事例を参考に、福岡県においても再度通知の実施や計画提出の要請を検討すること。   |    |     |

| 項目 | 【意見2】個別面談の実施について  | 本編 | P27 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | 幼稚園については、実地検査や補助金説明の場での周知は行われているものの、未耐震の園に対する個別面談や継続的なフォローアップは実施されていない。   |    |     |
| 意見 | 人的体制の課題も踏まえつつ、可能な限り、未耐震又は診断未実施の47棟(38法人)について、園児数や建築年数などを踏まえ、優先度の高い園から順に個別面談を行うことを検討すること。例えば、オンライン面談の実施なども考えられる。 |    |     |

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見3】小中学校、高等学校等に対する経営面も含めた<br>深度ある対話の推進等について   | 本編 | P27 |
| 現状 | 小中高等学校等については、経常費補助金の審査に伴う対面場を活用してヒアリングが実施されているものの、資金不足の具体的内容にまで踏み込んだ対話が十分でない事例が見られる。このことから、耐震化を阻害している要因（将来投資計画、借入制約、他施設整備との優先順位等）を踏まえた対話が十分とはいえない状況がうかがえる。   |    |     |
| 意見 | <p>経常費補助金審査時のヒアリングを、耐震化促進の機会として活用し、耐震化が進まない要因を財務状況（資金不足の要因を含む）、生徒数の推移、学校運営方針等から構造的に把握した上で、学校と深度ある対話を行うことが必要と考える。あわせて、長期的な施設整備計画における耐震化の位置付けを共有し、今後の実施計画の策定・提出を求める運用について検討することが望まれる。</p> <p>県においては、以上の点を踏まえ、個別園・学校との対話及び計画的なフォローアップを一層充実させるなどにより、私立学校施設の耐震化の推進に努めていただきたい。</p> |    |     |

## 2. 医療施設近代化施設整備費補助金

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見4】福岡県共同利用施設整備事業費補助金の交付後のモニタリングについて  | 本編 | P30 |
| 現状 | 「福岡県共同利用施設整備事業補助金交付要綱」では実績報告について規定されているが、補助金交付後のモニタリングは事業完了時の実績報告のみであり、それ以降のモニタリングについては要綱に規定されておらず、実施報告後の使用状況の確認までは行われていない状況である。                     |    |     |
| 意見 | 当該補助金は、地域医療の確保や医療機関間の機能分化・連携を推進するため、地域の医療機関が共同で利用する施設設備の整備に補助を行うものであるため、たとえば年数の経過に伴って共有の趣旨が薄れ、設置病院により占有的に使用されるといった状況を招かないように、一定期間は使用状況のモニタリングが必要である。 |    |     |

## 5. 災害救助費

| 項目 | 【意見5】 備蓄物資の管理について   | 本編 | P35 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | 備蓄物資について、県本庁舎、消防学校、各地区の総合庁舎に備え置いている。令和3年度の行政監査の結果に記載されていた「各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい」に対して「備蓄品ごとに台帳を作成し、各備品の受払を明記することとした」と措置が実施されている。              |    |     |
| 意見 | 当該備蓄物資について、確認を行ったところ、備蓄品目ごとに備蓄物資台帳にて管理を行い、定期的な棚卸は実施されていた。しかし、棚卸に関する報告書がないため、実施日、実施者が確認できなかった。備蓄物資については、使用可否の判断を含め定期的な棚卸を行い、実施日及び実施者を記載した報告書を作成すべきである。 |    |     |

## 6. 流域湛水減災対策費

| 項目 | 【意見6】 関係者一体の推進体制（協議体）の整備   | 本編 | P39 |
|----|--|----|-----|
| 現状 | 田んぼダムは、効果の受益が下流域に現れやすい一方で、上流域の実施主体（農家・農業法人等）にとっては直接的な便益が見えにくい性質を有する。上流域の実施主体にとって直接的な便益が見えにくいこと、堰板・畦畔等の整備や維持管理、降雨時対応の作業負担、収量・品質への影響懸念等が導入障壁となり得ることから、現状の周知・協力依頼のみでは、実施主体の納得感が十分に形成されていない可能性がある。                       |    |     |
| 意見 | 田んぼダムは、複数の農家・関係機関の協力のもとで効果が発現する取組であることから、関係者が継続的に情報を共有し、課題を整理・改善していく体制づくりが重要である。<br>他県の事例として、農家・県・市町村等で構成する協議体を設け、田んぼダムの推進に係る情報共有や課題検討を継続的に行う取組は有効と考えられる。個別訪問や単発の説明会に依存するのではなく、地域一体となって災害対応に継続的に取り組む枠組みを構築することが望ましい。 |    |     |

| 項目 | 【意見 7】 低コストでの効果の見える化と理解促進   | 本編 | P39 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | <p>田んぼダム導入支援事業は、令和 5 年度から開始した施策であるが、令和 6 年度の執行は予算に対して実績が低水準に留まっている。田んぼダムは、排水機場等のハード対策を補完するソフト対策として、比較的安価に着手し得る可能性があり、下流域の浸水被害低減という公共的利益が期待できる。</p>  |    |     |
| 意見 | <p>田んぼダムを推進するに当たっては、取組が具体的にどのように地域防災に貢献し得るのかを分かりやすく示し、関係者の納得感を高めることが不可欠である。そのため、効果の見える化（効果測定）は重要な要素となる。ただし、効果測定に過度な費用を要する手法を前提とするのではなく、国が無料で提供する試算ツール（例：水田流出の簡易計算ツール等）を活用し、重点地区の代表的な条件に基づいて「田んぼダム有／無」の比較（流出量や水深の推移等）を簡便に提示するなど、低コストで実施可能な方法を採用することが現実的である。</p> <p>併せて、国が提供する「田んぼダムの手引き」を共通教材として活用し、先行事例や留意点（作業負担、収量・品質への影響、設備維持管理等）を関係者間で共有することも有効である。さらに、解説動画・実験動画等をホームページ等で公開し、仕組みを分かりやすく周知している他県の取組も参考になる。</p> <p><b>【監査意見 6、7 に共通】</b></p> <p>以上を踏まえ、協議体を通じた継続的な合意形成及び運用改善を推進の基盤とし、国の無料ツールや「田んぼダムの手引き」等を活用した低コスト効果の見える化により、実施主体の理解促進に資する説明材料を整備した上で、得られた知見を横展開することにより、田んぼダム事業の促進を図ることが望まれる。</p> |    |     |

## 7. ため池等整備費

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見8】 端末利用方針の明確化   | 本編 | P50 |
| 現状 | <p>【意見8、9、10共通】</p> <p>防災情報連絡体制として、国立研究開発法人農研機構が提供する「ため池防災支援システム」により、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき実施し、ため池の被害報告を行っている。担当職員等は、同システムと連動する「ため池管理アプリ」を私用スマートフォン等に導入し、現地で災害状況を撮影し、アプリ内で撮影した写真等をサーバに送信することで、国・県・市町村等の登録者間で災害情報を共有している。迅速な情報共有は、初動対応の精度向上や関係機関の連携強化に資するものであり、当該アプリが実務上重要であることは理解できる。また国が利用を推奨していることから、アプリおよびサーバ側で一定の安全対策が講じられている前提があると考えられる。</p> <p>一方、県の情報セキュリティ対策基準では「業務のために私物のパソコン等を用いて、情報処理作業を行ってはならない」とされているところ、私用端末で業務アプリを利用する場合の方針、端末要件、承認手続等のルールは明確に整備されていない。</p> |    |     |
| 意見 | <p>原則、県支給端末の利用とし、災害対応等やむを得ない場合に限り私用端末の利用を例外的に認める、あるいは一定の要件を満たす場合に限り条件付きで許容する、などの基本方針を検討し明確化する必要がある。</p>  |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見9】 運用ルール・手続の整備   | 本編 | P50 |
| 現状 | <p>【意見8、9、10共通】</p> <p>防災情報連絡体制として、国立研究開発法人農研機構が提供する「ため池防災支援システム」により、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき実施し、ため池の被害報告を行っている。担当職員等は、同システムと連動する「ため池管理アプリ」を私用スマートフォン等に導入し、現地で災害状況を撮影し、アプリ内で撮影した写真等をサーバに送信することで、国・県・市町村等の登録者間で災害情報を共有している。迅速な情報共有は、初動対応の精度向上や関係機関の連携強化に資するものであり、当該アプリが実務上重要であることは理解できる。また国が利用を推奨していることから、アプリおよびサーバ側で一定の安全対策が講じられている前提があると考えられる。</p> |    |     |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>一方、県の情報セキュリティ対策基準では「業務のために私物のパソコン等を用いて、情報処理作業を行ってはならない」とされているところ、私用端末で業務アプリを利用する場合の方針、端末要件、承認手続等のルールは明確に整備されていない。</p>  |
| 意見 | <p>私用端末での利用を認める場合には、事前申請・承認、利用端末の台帳管理等を定める。また、最低限の安全管理要件として、端末の画面ロック（パスワード・生体認証）、OS・アプリ更新の徹底、紛失時の即時報告等を明確にする。退職者・異動者・機種変更時に、アプリ削除やアカウント無効化が確実に実施されるよう台帳管理するなど、運用手続きを整備する。</p> |

| 項目 | 【意見 10】 職員への教育・周知の実施  | 本編 | P50 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | <p><b>【意見 8、9、10 共通】</b></p> <p>防災情報連絡体制として、国立研究開発法人農研機構が提供する「ため池防災支援システム」により、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき実施し、ため池の被害報告を行っている。担当職員等は、同システムと連動する「ため池管理アプリ」を私用スマートフォン等に導入し、現地で災害状況を撮影し、アプリ内で撮影した写真等をサーバに送信することで、国・県・市町村等の登録者間で災害情報を共有している。迅速な情報共有は、初動対応の精度向上や関係機関の連携強化に資するものであり、当該アプリが実務上重要であることは理解できる。また国が利用を推奨していることから、アプリおよびサーバ側で一定の安全対策が講じられている前提があると考えられる。</p> <p>一方、県の情報セキュリティ対策基準では「業務のために私物のパソコン等を用いて、情報処理作業を行ってはならない」とされているところ、私用端末で業務アプリを利用する場合の方針、端末要件、承認手続等のルールは明確に整備されていない。</p> |    |     |
| 意見 | <p>ルールを整えても、現場での理解と実践が伴わなければ実効性は確保されない。定期的な災害研修などの機会を通じて、当該アプリを県支給端末で利用する場合や私用端末で利用を認める場合の基本ルール（情報漏洩・個人情報保護に関する事項等を含む）について職員へ周知徹底する必要がある。</p>   |    |     |

## 8. 治山事業費

| 項目 | 【意見 11】 中期計画の作成及び運用   | 本編 | P54 |
|----|---|----|-----|
| 現状 | <p>県において、治山事業の計画的・効率的な推進と事業不確実性の低減を目的として、中期計画（市町村から要望を受け調査し、採択基準に適合した箇所について、治山事業計画案を作成し市町村は実施の可否（土地使用の承諾や保安林指定の同意取得が可能か含む）を調査し報告、その結果を反映し農林事務所長が作成する中期計画）を策定し、地元市町村及び関係者との協議を事前に深化させるための取組を検討している。</p>  |    |     |
| 意見 | <p>中期計画を通じて、事業着手前に同意取得上の論点（保安林指定同意、土地使用承諾、補償承諾等）を把握し、合意形成上のボトルネックを早期に顕在化させることは、事業廃止の発生抑制に資する。また、実施確度の高い計画を前提に測量試験費を国庫補助事業へ計上できる状態を整えることは、財源の適正化と必要な防災対策の充実にもつながる。さらに、計画箇所を一覧化し、年度調整のルールを明確化することで、補正予算への迅速対応や、対外説明の透明性向上が期待できる。</p> <p>県は、治山事業の実施に伴うリスク（地権者等の同意・補償、測量試験費の先行実施、予算確保・年度調整等）を箇所別に整理して見える化し、当該リスクに対する対応策、実施時期等を中期計画に織り込むことにより、事業の確実性をより高める運用となるよう引き続き検討を進めていただきたい。</p> |    |     |

## 1 1. 耕地災害復旧事業費

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 12】 デジタル化への提案   | 本編 | P63 |
| 現状 | <p>【意見 12、13 共通】</p> <p>県の耕地等災害対応は、限られた人員体制（担当係 3 名、各農林事務所 3 名体制が平成 29 年災以降大きな変動なし）の下で運用されている。一方で、近年は毎年のように大規模農地災害が発生し、初動対応（被害把握・査定準備・国協議等）に加えて、過年度災害の復旧業務が累積し、平時から業務負荷が高止まりしていると思われる。</p> <p>特に、災害発生後概ね 3 週間以内に被害報告（確報）することが望ましいとされる中で、市町村側の負担は大きく、報告漏れや把握遅れのリスクがある。また、市町村職員は事務職が中心で、技術系知識・経験が十分でない場合、被害額算定や復旧工法検討を短期間で実施することが困難となり、県への支援要望が急増する構造にある。</p> |    |     |
| 意見 | <p>国が被害把握から補助金事務まで一連化されたシステムを開発中である現状は、県・市町村の課題（報告期限、被害額の算定、添付資料、査定・補助金事務の一連化等）を整理し、また、試行段階のシステムについては使用感などについて、体系的に国へ提案することができる良い機会である。今後も被害把握から補助金事務までの一気通貫に管理できるシステムになるように、県として継続的に意見提案していくことが望ましい。</p>   |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 13】 ノウハウ蓄積共有、研修への展開   | 本編 | P64 |
| 現状 | <p>【意見 12、13 共通】</p> <p>県の耕地等災害対応は、限られた人員体制（担当係 3 名、各農林事務所 3 名体制が平成 29 年災以降大きな変動なし）の下で運用されている。一方で、近年は毎年のように大規模農地災害が発生し、初動対応（被害把握・査定準備・国協議等）に加えて、過年度災害の復旧業務が累積し、平時から業務負荷が高止まりしていると思われる。</p> <p>特に、災害発生後概ね 3 週間以内に被害報告（確報）することが望ましいとされる中で、市町村側の負担は大きく、報告漏れや把握遅れのリスクがある。また、市町村職員は事務職が中心で、技術系知識・経験が十分でない場合、被害額算定や復旧工法検討を短期間で実施することが困難となり、県への支援要望が急増する構造にある。</p> |    |     |

|    |   |
|----|---|
| 意見 | 経験談報告会については、経験知を体系化し、検索可能な形で蓄積する仕組み（事例データベース、復旧工法の判断事例、査定時の質疑応答、災害規模別の体制例）を整備することが重要である。このように蓄積された実践ノウハウ等についての研修の機会を設け、災害対応職員全体のレベルアップを図ることが望ましい。 |
|----|---|

## 16. 河川改修費

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見 14】河川整備基本方針の作成について   | 本編 | P77 |
| 現状 | <p>福岡県では、流域面積・流域の都市化状況・氾濫区域の想定資産額(被害額)・既往洪水の状況等を考慮し、順次「河川整備基本方針」の策定を進めている。作成を義務付けた河川法の改正から25年以上が経過しているにもかかわらず、「河川整備基本方針」の策定が完了していない。なお、国土交通省の資料を基に作成した令和5年4月現在の状況を記載した西日本新聞記事によると、九州の河川整備基本方針策定率は20.4%、全国は28.5%である。表記載の福岡県の状況が記事の2年後時点ではあるものの、河川整備基本方針策定率が40%であることから、福岡県は九州、全国の策定率を大幅に上回っている。ただ、同記事では宮城県と東京都の河川整備基本方針策定率を100%としており、すでに策定が完了した自治体があることを報じている。</p> |    |     |
| 意見 | <p>現状では、策定未了の河川については関連する事業について、期待される目的を達成するための最適な執行がなされているとは必ずしも言えないと考えられる。また、少ない費用で効果を上げる経済性に関しても、目に見える形ではないにしろ、長期的観点からは影響を与えている可能性があると考えられる。よって、策定計画を立てる等、「河川整備基本方針」策定に向けた取り組みを進めるべきである。</p>   |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 15】押印と日付の記載漏れについて   | 本編 | P79 |
| 現状 | <p>副所長欄に押印のない工事設計書チェックシートがあった。また、決裁日付に記載のない監督員(変更)任命兼監督員(変更)通知何書があった。</p>   |    |     |
| 意見 | <p>上記2つの書類は同じ工事に関するものであり、起工何の添付資料として回覧されている。起工何には副所長の印が押されており決裁日付も記載されていることから実質的な問題は生じていないと思われるが、それぞれ単独の書類としては未完成であり、単独の書類としても完成させる必要がある。</p> |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 16】工事打合せ簿の確認について  | 本編 | P79 |
| 現状 | <p>「材料承認願い このことについて別添のとおり提出いたします。また、下記については、不使用理由書等を添付いたします。」と記載がある受注者の作成した工事打合せ簿があった。この工事打合せ簿には、総括監督員、主任</p> |    |     |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>監督員、担当監督員である県職員3名の印が押されている。しかしながら、県産資材不使用理由書の添付が不要のため、県産資材不使用理由書の添付がなかった。また、この別添である材料承認願には全て県産資材を使用するにもかかわらず、「全て県産資材使用：いいえ」との記載があった。</p>                   |
| 意見 | <p>受注者からの提出書類は不備がないかどうかを、慎重に確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。なお、工事完成後に作成される工事成績採点表には担当監督員の所見として、「提出書類に不備があった」との記載がある。不備の多い受注者の提出資料は、より注意して確認する必要がある。</p> |

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見 17】 落札者提出書類の確認について   | 本編 | P79 |
| 現状 | <p>落札法人の商号または名称及び代表者の氏名、押印、所在地の記載のない説明書（対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明する書類）があった。また、この説明書の添付資料として「別表1（建築物に係る解体工事）」にチェックマークが付してあるものの、実際に添付されている書類は別の資料である「別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）」であった。</p> |    |     |
| 意見 | <p>落札者からの提出書類は不備がないかどうかを確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。</p>   |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 18】 県産資材の不使用理由について  | 本編 | P80 |
| 現状 | <p>楠田川護岸整備工事に関して、「楠田川護岸整備工事特記仕様書」には、（県産資材の優先使用）の項があり、工事に際して以下のように、県産資材の使用に努めなければならないと記載されている。</p>   |    |     |
|    | <p>第13条 1. 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という）の使用に努めなければならない。</p> <p>また、県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業から調達するよう努めなければならない。</p> <p>2. 請負者は、前項で定めた県産資材を使用しない場合は、「県産資材不使用理由書」を監督員に提出すること。</p> |    |     |
|    | （出所：楠田川護岸整備工事特記仕様書）   |    |     |

|    |  |
|----|--|
|    | 県産資材不使用理由書に「弊社取引業者が県内にない為」と記され、県外生産資材を入手している例があった。   |
| 意見 | しかしながら、取引業者が県内にないからといって県産品を扱っていないとは限らない。監督員は、不使用理由の内容が特記仕様書と矛盾せず、合理的な説明がなされているかを確認する必要がある。 |

## 17. 河川災害関連等事業費

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 19】委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストについて  | 本編 | P82 |
| 現状 | <p>「下弓削川流域水害対策計画策定業務委託特記仕様書」において提出を求めている「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」の提出を受けていない契約があった。</p> <p>第3章 個人情報取扱特記事項の順守</p> <p>第2条 前条の特記事項の順守事項を確認するため、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト記載要領」を参照し、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」で自己点検を行い、その結果を提出すること。</p> <p>(出所：下弓削川流域水害対策計画策定業務委託特記仕様書)</p> |    |     |
| 意見 | 当該契約については契約者との打ち合わせの中で問題のない旨を確認しているが、特記仕様書通りに提出を受け書面にて確認する必要がある。  |    |     |

## 18. 土木災害復旧事業費

|      |  |    |     |
|------|--|----|-----|
| 項目   | 【指摘事項 1】特記仕様書の作成について   | 本編 | P84 |
| 現状   | <p>建設現場に設置する「トイレ」について、対象外である災害復旧工事であるにもかかわらず、対象である通常の工事と誤認し快適トイレの設置を可能とする特記仕様書にて契約している工事があった。</p> <p>2. 対象工事</p> <p>福岡県県土整備部が発注する建設工事を対象とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）</p> <p>(2) 主たる工種が屋外作業でない工事</p> <p>(3) 災害復旧工事</p> <p>(出所：建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領)</p> |    |     |
| 指摘事項 | 結果的に当該工事で快適トイレの設置は行われなかったが、特記仕様書は実施要領に従う必要がある。なお、建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領は改訂されており、令和7年4月1日以降、指名通知又は入札公告する工事に対しては災害復旧工事を対象外から外していることから、現在では災害復旧工事も快適トイレの対象工事となっている。  |    |     |

## 20. 河川総合流域防災事業費

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 20】後閲の取扱いについて   | 本編 | P86 |
| 現状 | 往査県土整備事務所の事務書面において副所長欄に「後閲」としているところ、押印がないままとなっているものがあった。  |    |     |
| 意見 | 後閲とされた副所長欄に押印がない状態であり、副所長が当該文書を閲覧したのか、閲覧はしているものの押印を失念しているのかは不明である。後閲とされた者は当該内容を把握する必要があることから、後閲を行う必要がある。その際に押印を怠れば、本来文書の保管ができないはずであり、自身が内容を把握したことを示し、文書を保管できる状態に完成させるためにも後閲者は押印する必要がある。 |    |     |

## 25. 砂防事業費

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 21, 22】文書の記載方法について  | 本編 | P93 |
| 現状 | <p>文書の日付等が鉛筆若しくは消せるボールペン等、容易に修正が可能な筆記具で記入されている事案が4件（【意見 21, 22】文書の記載方法について（2件）、【意見 23, 24】文書の修正方法と記載方法について（2件））あった。</p>   |    |     |
| 意見 | <p>該当の文書は適切な決裁者による決裁が行われているものであり、その日付、決裁内容等は承認手続きにおいて重要なものとなる。</p> <p>当該事案のように、鉛筆もしくは消せるボールペンによつての記載が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく容易に起案内容の削除・修正を行うことも可能となることから、記載方法としては適切でない。</p> <p>今後は、容易に削除・修正できないボールペン等で記載を行うべきである。</p> |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 23, 24】文書の修正方法と記載方法について   | 本編 | P94 |
| 現状 | <p>福岡県文書管理規程では、文書の修正に関して、文書管理システムへの登録を行わない場合は、修正者の記載が求められているが、記載されずに修正されている文書があった。</p> <p style="text-align: center;">（起案の内容の修正及び廃案）</p> <p>第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（出所：福岡県文書管理規程）</p> <p>また、消せるボールペンで記載されている文書が2件あった。</p> |    |     |
| 意見 | <p>文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。</p> <p>修正者を明らかにせず、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>よつて、修正を行う際には、担当者が押印を行うなどによつて、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。</p> <p>また、容易に削除・修正できないボールペン等で記載を行うべきである。</p>   |    |     |

|    |  |    |     |
|----|--|----|-----|
| 項目 | 【意見 25】 委託先に対する個人情報の取扱状況の確認について  | 本編 | P97 |
| 現状 | <p>個人情報を取り扱う委託業務において、業務委託先から保有個人情報の取扱状況チェックリストの提出を受けていない事案があった。個人情報を取り扱う委託先の監督について、総務部県民情報広報課長より「保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について（通知）」の文書が発行されている。</p>   |    |     |
| 意見 | <p>個人情報を取り扱う委託業務については、特記事項に合わせてチェックリストを配付し、業務委託先における個人情報の管理体制の整備状況や、その運用状況を確認しなければならない。そして、提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、実地調査を行うことが必要となる。</p> <p>本事案は、保有個人情報を取扱う事務と判断されたことから、特記事項を契約書に添付していたが、チェックリストの配付は行っていなかった。</p> <p>今後は、特記事項とともにチェックリストを配付することによって、業務委託先における個人情報の取扱いに関する責任者等を含め、個人情報の管理体制全般を確認する必要がある。</p> |    |     |

|    |   |    |     |
|----|---|----|-----|
| 項目 | 【意見 26】 不十分な内容の文書が承認されていることについて   | 本編 | P99 |
| 現状 | <p>以下に記載した、内容が不十分であるにもかかわらず、上席者が確認印を押印して承認がなされている事案があった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(急傾斜地崩壊対策事業費)</p> <p>1. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年9月25日）<br/>→担当監督員の押印がなされていないまま、総括監督員が押印・承認している。</p> <p>2. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年7月1日）<br/>→「発議者」の欄にチェックがなされていないことから、発注者と受注者のどちらが発議した文書であるのか不明である。<br/>→「処理・回答」の欄において、発注者と受注者ともに、日付をはじめとする記載が全くなされていない。<br/>→主任（監理）技術者および現場代理人の押印がなされていない。<br/>→当該文書には「後日」と書かれた付箋が張られているが、上記のなされるべき対応が未了のまま、総括監督員が押印・承認している。</p> </div> |    |     |

|    |   |
|----|---|
| 意見 | <p>決裁・承認は、文書に記されるべき内容が漏れなく記載されているか、そして記載された内容が正当なものであり問題ないかを十分に確認したうえでなされるべきである。</p> <p>今後は、上席者は各種文書の内容が十分であることを確認したうえで決裁・承認を行う必要がある。</p> |
|----|---|

## 26. 砂防災害関連等事業費

|    |  |    |      |
|----|--|----|------|
| 項目 | 【意見 27】 文書の記載内容の修正方法について   | 本編 | P101 |
| 現状 | <p>福岡県文書管理規程では、文書の修正に関して、文書管理システムへの登録を行わない場合は、修正者の記載が求められているが、記載されずに修正されている文書があった。</p> <p>(起案の内容の修正及び廃案)</p> <p>第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(出所：福岡県文書管理規程)</p> |    |      |
| 意見 | <p>文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。</p> <p>修正者を明らかにせず、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。</p> <p>よって、修正を行う際には、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。</p>   |    |      |

|    |  |    |      |
|----|--|----|------|
| 項目 | 【意見 28】 保有個人情報の取扱状況チェックリストについて   | 本編 | P102 |
| 現状 | <p>個人情報を取り扱う委託業務において、業務委託先から保有個人情報の取扱状況チェックリストの提出を受けていない事案があった。個人情報を取り扱う委託先の監督について、総務部県民情報広報課長より「保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について（通知）」の文書が発行されている。</p>                                 |    |      |
| 意見 | <p>個人情報を取り扱う委託業務については、特記事項に合わせてチェックリストを配付し、業務委託先における個人情報の管理体制の整備状況や、その運用状況を確認しなければならない。そして、提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、現地調査を行うことが必要となる。</p> <p>本事案は、保有個人情報を取扱う事務と判断されたことから、特記事項を</p> |    |      |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>契約書に添付していたが、チェックリストの配付は行っていなかった。</p> <p>今後は、特記事項とともにチェックリストを配付することによって、業務委託先における個人情報の取扱いに関する責任者等を含め、個人情報の管理体制全般を確認する必要がある。</p> |
|--|---|

### 3 5. 消防ヘリ応援体制強化費

| 項目 | 【意見 29】 防災消防ヘリについて  | 本編 | P116 |
|----|---|----|------|
| 現状 | <p>防災消防ヘリは、消火活動などのために大人数が搭乗できるという有用性は認められるものの大変高額な機体であるため、その購入は財政上の負担が大きい。一般的には、新機体1機の価格は、約20億円から30億円以上かかるものと言われている。</p> <p>福岡県は、県独自には防災消防ヘリを保有していない。福岡市（2機）及び北九州市（1機）の消防機関が保有するヘリの維持管理に要する経費の一部負担を行い、ヘリの安全運航を支援するとともに、県内の市町村が要請しやすい状況を作っている。</p>                       |    |      |
| 意見 | <p>両政令市の維持管理経費は、年間で1機あたり少なくとも2億円から3億円は必要とされている。そのため、県からの助成だけでは不足するため、将来において、政令市から助成のアップを要請される可能性も考えられる。また、安全運航のための機体・エンジンの点検や耐空検査も義務付けられ使用できない機体も出るため、近隣県との消防ヘリの相互応援協定を結んでいる。</p> <p>防災消防ヘリを保有するか否かも含め、現状のような運用を続けていくのか、防災の観点から、また、長期的な観点から定期的な検討を行っていくことが望ましいと考える。</p> |    |      |

### 37. 消防連絡調整費

| 項目 | 【意見 30】 消防学校の給食業務の契約について   | 本編 | P120 |
|----|--|----|------|
| 現状 | <p>消防学校の給食業務に関して、従前の業者の中には、調理員の不足により業務への支障が生じて賃金支払い遅延等もあり、その後も選定業者の辞退が多く、予算額との関連から、適切に業務を遂行する業者が多くなかった。当時実施していた指名競争入札は、価格を最優先とすることから、経費削減にはつながるが、調理体制に無理が生じる場合が少なくない。</p> <p>そのため、令和4年度の契約（令和4年度～令和6年度）からは、民間の技術等を活用すべく、公募型プロポーザル方式による随意契約を実施している。</p> <p>複数の審査員により、選定基準（経営方針、理念、実績や給食業務実施体制、衛生管理体制、給食提供）に点数を付して、合計点数を争う方式である。</p> <p>令和4年度の契約では、応募申請が4社あったが、そのうち1社は辞退があった。そのため、プレゼンテーションは3社により行われている。</p> <p>その結果、S社(株)（東京本社、福岡に九州沖縄支店）に決定している。</p> |    |      |
| 意見 | <p>その後、令和7年度契約が実施されているが、応募が1社のみであり、前契約者のS社のみであった。年間の委託料は約16%程度、前回の契約より増額されている。そもそも、プロポーザル方式を採用したのは、価格のみでなく給食実施体制や衛生管理体制等も総合判断して給食業務を委託しようとしていたのに、応募者が1社のみでは競争原理が働かないというデメリットが生じていると思われる。更なる周知（契約応募の）等を行うのが望ましいと考える。</p>  |    |      |

### 38. 救急医療情報センター運営費

| 項目 | 【意見 31】 随意契約に係る業務の再委託に関する検討及び再委託の承認に関する決裁スケジュールについて  | 本編 | P122 |
|----|--|----|------|
| 現状 | <p>受託業者は、福岡県広域災害・救急医療情報システム運営事業のうち、システム及びネットワークの保守、管理、点検に関する業務を再委託している。令和6年4月1日に受託業者から県へ再委託の承認を申請し、令和6年4月1日に県から委託業者へ再委託承認書を発行している。</p> |    |      |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>上記承認に際して、再委託する業務内容が委託契約内容の大部分ではないかどうかの検証、業務の根幹ではないかどうかの検討、再委託先との直接契約の検討などの具体的な過程を確認できなかった。</p> <p>また、委託事業者からの再委託承認申請およびそれに対する県からの再委託承認書について、両者とも令和6年4月1日となっているが、電子決裁では、起案は令和6年4月25日、決裁は令和6年4月26日に行われている。</p>  |
| 意見 | <p>随意契約は、競争入札を経ずに特定の相手と契約する例外的な契約であり、そのため、契約の透明性や公平性を確保するために厳格な運用が求められるべきである。</p> <p>したがって、不適切な再委託を防ぐために、再委託業務に相当する金額や業務における再委託割合などを検討し、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第三者に再委託されないようにすべきである。また、再委託が見受けられる部分について、再委託先との直接契約の是非についても検討すべきである。</p> <p>また、随意契約の再委託については、福岡県随意契約ガイドラインにより、厳正な取扱いを求められており、決裁手続きは、日程を含め厳正に行われるべきである。</p> <div data-bbox="373 1137 1350 1715" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">福岡県随意契約ガイドライン 第4 留意事項</p> <p>(6)不適切な再委託がないよう厳正な取扱いとし、やむを得ず再委託する場合は、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第三者に再委託されないように留意すること。再委託を行う場合には、再委託の合理的理由や契約方式、契約金額、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているかについて記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託先と随意契約等競争性のない契約方式による場合は、その適切性も含め慎重に審査した上で承認を行うこと。また、県の書面による承認を事前に受けることを再委託を行う際の手続きとして契約書の記載を義務付けること。なお、再委託が見受けられる部分については、再委託先との直接契約を検討すること。</p> </div> <p style="text-align: right;">(出所：福岡県随意契約ガイドライン)</p> |

### 39. 原子力災害医療対策費

| 項目   | 【意見 32】資機材の運用及び管理について  | 本編                                     | P124 |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
|------|--|--|------|----|--|------|------|------|-----------------|-----|--------------------------|------|------|--|-----|------------|------|------|---------------------------------|
| 現状   | <p>糸島保健福祉事務所には、GM サーベイメータ（小型の放射線測定器）30 台が配備されている。内訳としては、15 台ずつを時期が異なる 2 回に分けて購入している。当該資機材については、2 年に一度、不具合がないかどうか点検校正を外部に委託している。</p> <p>通年のスケジュールは、30 台のうち 15 台について以下のような流れになる。</p> <table border="1" data-bbox="373 698 1350 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">時期</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 年目</td> <td>12 月</td> <td>点検校正を外部業者に委託する。</td> </tr> <tr> <td>3 月</td> <td>点検校正完了。合格品と不合格品ともに返却される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 年目</td> <td>10 月</td> <td>県の予算書編成の際、点検校正において不合格となったものの修理費用を見積もる。</td> </tr> <tr> <td>2 月</td> <td>国へ交付金の交付申請</td> </tr> <tr> <td>3 年目</td> <td>12 月</td> <td>不合格品を修理委託する。合格品の点検校正を外部業者に委託する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、毎年 3 か月程度は、点検のため 15 台が手元にない状況である。さらに不合格品については修理をするのは翌々年度であり、1 年以上修理されない状況である。</p> <p>調査実施時点（2025 年 11 月）では、今年度修理予定の不合格品 5 台（合格品は 10 台）、翌年度修理予定の不合格品 10 台（合格品は 5 台）があり、使用可能なものは 30 台中 15 台であった。また、前者の合格品 10 台が今年度の点検校正に出されることになるため、今年度の点検校正期間は後者の合格品 5 台のみが使用可能な状況になる。</p> |  |      | 時期 |  | 作業内容 | 1 年目 | 12 月 | 点検校正を外部業者に委託する。 | 3 月 | 点検校正完了。合格品と不合格品ともに返却される。 | 2 年目 | 10 月 | 県の予算書編成の際、点検校正において不合格となったものの修理費用を見積もる。 | 2 月 | 国へ交付金の交付申請 | 3 年目 | 12 月 | 不合格品を修理委託する。合格品の点検校正を外部業者に委託する。 |
| 時期   |  | 作業内容                                   |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
| 1 年目 | 12 月   | 点検校正を外部業者に委託する。                        |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
|      | 3 月  | 点検校正完了。合格品と不合格品ともに返却される。               |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
| 2 年目 | 10 月   | 県の予算書編成の際、点検校正において不合格となったものの修理費用を見積もる。 |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
|      | 2 月  | 国へ交付金の交付申請                             |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
| 3 年目 | 12 月   | 不合格品を修理委託する。合格品の点検校正を外部業者に委託する。        |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |
| 意見   | <p>このため、現状では、実際に当該資機材が必要になった場合、必要数が確保できない可能性が高い。したがって、点検校正及び修理にかかるスケジュールを改善する、今後買い替えの際に故障しにくいデジタル式の放射線測定器を導入する、機材使用場面を含むスキームの見直しなどの当該資機材を必要数確保する手段を検討すべきである。</p> <p>また、点検校正が必要な資機材等については、定期的なメンテナンスは実施されているが、その他の資機材等について使用可能かどうか、棚卸表の保</p>  |  |      |    |  |      |      |      |                 |     |                          |      |      |  |     |            |      |      |                                 |

|  |  |
|--|--|
|  | 有数が正しいかどうかということについては、各地の保健福祉事務所が自主的に実施しており、一律の実施時期や実施回数は決まっていない状況である。使用する段階で使用不能や個数不足などがないように、実地棚卸は定期的の実施すべきである。 |
|--|--|

|    |   |    |      |
|----|---|----|------|
| 項目 | 【意見 33】 決裁スケジュールについて  | 本編 | P126 |
| 現状 | <p>「福岡県原子力災害医療地域連携ネットワーク会議業務委託契約について（押印依頼）」について、押印依頼文は、令和7年1月10日付で出されているが、令和7年1月14日が決裁日であり、事後決裁となっている。</p> <p>また、「放射線測定器修理業務の委託業務の委託契約について（押印依頼）」についても、契約は令和6年12月24日に締結されているが、決裁日は令和6年12月26日であり、事後決裁となっている。</p> |    |      |
| 意見 | 事後稟議については、事後稟議となった経緯を把握し、原因を突き止め、再発防止に努めるべきである。   |    |      |

#### 4 0. 福岡県備蓄基本計画

|    |   |    |      |
|----|---|----|------|
| 項目 | 【意見 34】 情報の共有について   | 本編 | P136 |
| 現状 | <p>福岡県消防学校に保管されている備蓄品に関しては、大量の物品等を置いておく場所、県内各所に備蓄品を分散させる狙いもあると思われる。基本的には、消防学校の職員は備蓄品には関与しておらず、購入時の検品等も本庁から県職員が訪れて実施しているとのことである。また、在庫リストに関しても消防学校では、県庁側から入手しており、備蓄品の増減があるたびに随時データが送られてくることになっている。</p>  |    |      |
| 意見 | <p>今回、監査で訪問を行った際に、在庫のテストカウントを行うために、在庫リストを依頼したが、当日に県庁から送ってもらったようであった。</p> <p>備蓄品が必要な災害時には緊急性が要求されることも多いが、本庁から消防学校までは、自動車でも1時間20分から30分はかかる遠方であり緊急の場合も多いため、日常の情報共有は必要である。災害時に本庁からの指示等が無ければ対応できないといった状況にならないように、消防学校の倉庫内の備蓄品の種類、数量及び保管場所に関して、情報の共有には留意していただきたいと考える。</p> |    |      |